

たいにい・ぼっくすうしん

Vol. 126

令和7年
9月16日

障害者施策の見直し大丈夫？

猛暑日が続く9月ですが、朝夕の空気には秋の気配が感じられるようになってきました。

先日、相模原市からの通知で、令和8年10月より重度障害者医療費助成に所得制限が導入されることを知りました。重度障害者等福祉手当の廃止に続く知らせに驚き、内容を丁寧に読み込ませていただきました。

通知によれば、理由は「人口減少の中で限られた予算を活用し、共生社会を実現するために、膨らむ社会福祉費を抑制しつつ基盤整備（相談支援、地域支援、福祉サービスの充実※図1）を進める」というものです。予算削減を背景に所得制限を設けるのであれば、相談支援や地域支援の整備も、福祉サービスの質の向上や施設整備も、実際には「利用を絞るための対策」と受け止めざるを得ません。文面には直接的なマイナス表現はないものの、結果的にそうした方向性をにじませているように感じ、思わず苦笑です。国会で「所得制限の撤廃」が議論されている流れと逆行しているのではないかと、突っ込みを入れてしまいました。

思い返せば2006年、障害者自立支援法が施行されました。名称に「自立」と掲げながら、実態はサービスを利用すればするほど自己負担が増す仕組みであり、生活向上よりも社会保障費の抑制が優先された面がありました。今回の相模原市の見直しにも、同じような方向

性を感じざるを得ません。今後、ほかの保障や手当についても縮小されるのではないかという懸念が残ります。神奈川県内の政令指定都市である川崎市や横浜市では、現時点では所得制限は設けられていません。その違いを踏まえると、相模原市は財政面で両市に比べて力が及ばないということなのでしょうか。

全国的に見れば、群馬県など人口減少の進む自治体で所得制限導入の動きがある一方、「障害者の権利を妨げている」との声を受け、撤廃を決断する自治体もあります。国会で撤廃案が議論されているのも、こうした全国的な動きを背景にしているのです。相模原市の判断が人口減少の影響によるものなのか、あるいは別の要因があるのかは断定できません。限られた予算がどのように配分され、どこに使われているのか、市民として注視していく必要があります。

通知を目にした瞬間は思わず苦笑してしまいましたが、障害のある当事者やその家族にとっては、決して笑い事では済まされない重大な問題です。

図1

相談支援の基盤

支援を必要とする人が必要な支援を受けられるようにするための体制の強化
・中央障害者相談支援キーステーションの設置
・ICTを活用した申請手続き等の利便性の向上 等

福祉サービスの基盤

障害福祉サービスの質、利便性の向上や、人勢の確保など、支援のための社会資源の充実に向けた取り組みの強化
・障害福祉サービス事業所の質の角野のための指導監査体制の強化
・障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助 等

地域生活の基盤

障害のある人が地域で安心して生活するための地域づくりに向けた取り組み
・共生社会推進サポーター認定事業の実施
・障害者の短時間雇用創出事業 等

たいにい
のようす

写真掲載欄のため、削除しています。

茶話会について（報告）

9月8日、茶話会を実施しました。各事業所のマニュアルの開示を行い、話の中心は、各家庭の災害時の対策、区分認定、成人後の暮らしについてなどでした。マニュアルはご希望があればいつでも開示いたしますので、お気軽にお申し付けください。次回の茶話会は、11月10日（月曜日）、**相模大野の事業所にて開催を予定しております。**その際、新規事業の生活介護事業所について詳細をお伝えできればと思っております。

10月の予定

ハロウィン
(製作・10/31 イベント)

10月 休業日

4日 5日
11日 12日
13日
18日 19日
25日 26日

